

# 神奈川県立保健福祉大学同窓会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は神奈川県立保健福祉大学同窓会と称する。

第2条 本会は、事務局を神奈川県立保健福祉大学事務局内に置く。

第3条 本会は、会員の相互で交流し、親睦を深め、学内外の連携を密にすることで、ヒューマンサービスの実現及び母校の更なる発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 卒業生支援
- (2) 在校生支援
- (3) 会員名簿の管理・情報発信
- (4) その他の必要な事項

## 第2章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員：神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部卒業生・大学院修了生及び神奈川県立衛生短期大学、神奈川県立栄養短期大学卒業生
- (2) 準会員：神奈川県立保健福祉大学在校生
- (3) 特別会員：正会員以外の神奈川県立保健福祉大学現・旧教職員
- (4) 賛助会員：本会の趣旨に賛同し、役員会で承認した者

第6条 本会の会費等は次のとおりとする。

- (1) 正会員は会費 10,000 円とし、終身会費として一括納入する。ただし準会員として入会し、会費を納入する場合は、会費の減額の措置を行う。
- (2) 特別会員は、終身会費 10,000 円とし、一括納入する。
- (3) 賛助会員の会費は1口 10,000 円とし、入会にあたり1口以上納入する。
- (4) 既に納めた会費に関してはいかなる場合も返還しないものとする。

## 第3章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 監査 2名

2. 役員は正会員の中から選出し、総会の承認を得て行う。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会の運営を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長が会務を執行できないときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は会員名簿の管理及びその他必要な事務を行う。
- (4) 書記は議事録等を作成する。
- (5) 会計は本会の会計を執行する。
- (6) 監査は事業及び会計を監査する。ただし議決権を有さない。

第9条 役員の仕事は2年とし、次期役員の仕事までその任に当たる。ただし、再任を妨げない。

#### 第4章 幹事

第10条 卒業期毎に各学科1名以上、なおリハビリテーション学科は各専攻1名以上、幹事を選出する。

第11条 幹事は会員の連絡の任、会務執行の補佐にあたる。

#### 第5章 会議

第12条 会議は役員会及び総会とする。

第13条 役員会は第7条に基づく役員をもって構成する。

2. 総会は会員をもって構成し、会員は随時総会に出席し意見を述べることができる。

第14条 役員会は、次の事項について審議する。

- (1) 事業の計画及び実施、予算及び決算
- (2) 規約の改正
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

第15条 役員会は会長または役員<sup>の</sup>3分の1以上が必要と認めるとき会長が招集する。

第16条 総会は毎年定期総会を開催する。なお、会長は必要に応じて臨時に総会を開催することができる。

2. 総会は次の事項に関して議決する。

- (1) 事業の計画及び実施、予算及び決算
- (2) 規約の改正
- (3) 役員<sup>の</sup>選任
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

第17条 役員会の議長は会長がこれにあたる。

2. 総会の議長は出席した正会員の中から選出する。

第18条 会議の議事は当日出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。ただし、会則の改正は総会出席の正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

#### 第6章 委員会

第19条 役員会は本会の目的事業の実施等に関して、必要に応じて委員会を設置することができる。

第20条 委員会は役員会に定められた会務の執行、審議を行う。

#### 第7章 会計

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入を持ってこれにあたる。

第22条 本会の資金は、会計が管理する。

第23条 本会の会計は、会計年度毎に会計監査を受ける。

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条 会費の変更に関しては、総会の承認を得なければならない。

#### 第8章 雑則

第26条 この規約に定めるもののほか、本会の運営及び目的事業の実施に関し、必要な細則は、役員会の議決により会長が別に定めることができる。

#### 附 則

この規約は、平成25年11月30日から施行する。

この規約は、平成30年10月13日から施行する。